

算法地方大成

租稅之部

和書門	類	一六八四	函	一七二	架	六	冊
-----	---	------	---	-----	---	---	---

148

內閣文庫	和書	一六八四	號	六	冊	一八二	函	七	架
------	----	------	---	---	---	-----	---	---	---

農業二

內閣文庫	番號	和 16884
	冊數	6 (1)
	函號	182 148

182-148



算法地方大成總目錄

卷中凡例

卷之一

農民取扱心得の事

夏成の事

土地茶村方上下分別心得の事

檢化の事

田畑位付の事

地境の事

四公六民取扱の事

諸石代の事

年貢の事

高の事

新田開墾及起返心得の事

名寄帳の事

往還及寄手取扱の事

石盛の事

相方納の事

卷之二

檢見取扱付の事

諸國儀入の事

水に米に永の事

卷之三

出目米延米延大豆延其綿の事

欠米込米の事

定免の事

越石英小他等の事

畑田成田畑成屋敷成の事

村方分々の事

諸國桐屋出の事

小物成停後の事

高を物の事

寄手納の事

諸運上の事

厘付の事

年季賣の事

丈食種貸の事

田畑歩法英物成方を物勘定の事

普請心算の事

卷之四

掛渡井の事

土橋の事

羽に出給出杭出給の事

捲切石の事

卷之五

量地測器の図

遠近高低浅深度杖を量る事

算法地方大成總目錄終

凡例

一 凡有用の算法は公用の教を求む地算其一あり有用の教を擧げて
 公用の微多と論せし又平均地算九を本尺ノ等ハ精教小及於六
 教小進きとけり此ハ公用是より教小布算の捷後依り進きと
 得る略術を用ひ

一 田畑縦横の端尺或ハ反列の端亦或ハ石教金根減等の不尽尾位
 用捨ハ地算の通法不随て収棄ハ

一 量地の法測器の精工と測量の飛練とにありされハ密合せ居ハ
 書卷末小凶嶽幽谷國郡村里等の方位と剛正真形の縮図と
 換字一乗除を用ひし遠近高低浅深度杖を量る法或
 載る

一 遠近高低を量る小割園八線表位と換へ法教と設け同組比例の法小依る乗除を施し凡そ所好の真数六七位を以てても國郡村里等の量比捷徑を主とするゆゑ不測を示はす

一 租税の秘を予が秘る所小あり凡そ維然此算亦拍をりて不言を以て

一 此編の諸翁の舊記或は古老の傳説等を輯録し同亦私見を加へ考きと省た不足を補ふ然此方の深理は書に卷を以て成りんや予が及ぶ所誠者の考と俟つ

算法地方大成卷之一

東都

秋田十七郎義一編

農民取扱心得の事

一 夫百姓ハ暮々耕し耘り夜ハ繩あひ遊儀男ハ勿論女子とてもまの當ありて四季ともに暇なく世渡の慄々れは幼より物學び手習も亦多く片鄙小物教する師も乏なれば十人の内八九人までい産し修ふ生育て自ら理非の分別も疎く鬼角片意地ある者あり其百姓と取扱人別く平者心徳へ西也実後とをりて小児小物代教するに甚重し何れもよす

知きたる事ふくも歳友ともあく巨細ふ云せ第一物毎小
 耳近きたとて以て委安言論さひは心せぬものあり一皮
 言聞重しるる以後とも守り居るも心は信し
 魚と死ハ忽ち忘却を依て百姓の顔を見る友毎小委し
 程解と云け屋一能合バ 河仁政の河意と難有と中義
 忘却仕らば後業出情さし一弟事拾約とさしハ年貢
 米令期月滞あく上納仕の格あと中ける交と上 上の河意
 難有とをり云せせてハ分別あき百姓を心は遠し一折角
 情を出し他り出さる米穀羨稼出しの倉根とも河年貢小
 約さて 上と河意難有事も無く採と肉とみてハ却て味
 いは軍もあるまじさふ由何るに依る其程解たと引て

能く合点しは格不言聞を倉一此儲一採ハ先日月天地の
 間と皇夜油のあく旋り國土と照しハ其大恩限りもる能
 事なり然るを皇夜旋りて國土と照しハ其大恩限りもる能
 恩と辨へは是全く恩不別く恩と辨へさるがゆゑあり日月を
 てハ國土ハ周なり 上と河意みもそ如く今泰平の河世小
 生息令せ百姓人修不耕一耘り十分小作方を信養い
 裕く其身ハ勿論妻子ともを不飢不凍安楽は常は限りも
 なき 上と河大恩と中とのありあられも恩不別く恩と辨
 らば餘り大いある 河意みも後さゆゑ其 河意と辨へ
 ざる事少くハ一ハ乱世の時首に生れ令せさる民ハ信方心
 侵小相成さるや妻子一不ハ善畜さるや能くお考へ合点して

上ノ沖惠難カキト云知いさハ農業出情ト沖年貢
歸お納む屋一尤沖年貢ハ神へ儲る初穂と心得大切
一粒づつ揮ふる積ふ出情いさし納む格と耳進きたるを
以て茶燭委しく公年終をほんいさねとのありいさしに不
日用の事までも巨細ふたと引く委しく理解と倫とを
悪あるものいんねちのひあるものたり於て役人の氣持ある
毎死事あり

一 百姓の取扱ひいゆるうせふすうは元来百姓を覚悟の爲き
そのふて少しゆさうせよと死いんね遠ひりうく年貢の
納むべき品も先投なき當用と振うよとあり中々さう
そ急し者いさ者いさ成好み農業と急るゆゑ次第に才上

向も不如意小成り積もされハ年貢不納む屋さ亦も當用に
練裁し極て才上潰るものもあり尤も右新の者ある時ハ
十人の者見者い後ハ村中の者見者いあり免角豆の
さるり人の心移り安きものゆゑ右新の軍阿ハ嚴密ヤ付
屋し何事小限らば無理非道小阿付採いさばりいさの
事して宜しうは茶燭非賞得嚴格不取汁ふと必要あり
於て如何格の難さ事あても悉く取扱ふ役人自身小け届け
送りすべし其次ハ神の小事いさも下役人小任せ並死ハ
百姓類を生トあるひは彼是と手入等いさあり何事ハ
よりば自身にけりふときハ百姓類も資さば又手入等は
さても届りぬ事いさハ柄路の仕法も先ハ安堵あり此条地

成言をり林の納物もあらずてゆるやうあり其後十
 二代 文武天皇の所宇海内六十六州を分け國郡
 の名悉く定り大宝年中律令を撰むるこれより
 租庸調の法度量衡も定りたり租税の法の慶雲三丙午
 年九月遣使七道始定田租法 町十五束及點彼丁と
 續日本紀小見えとてバ町租稻二十二束よりまじ減省あり
 唐朝小丁男一人田一頃汝と粟二斛 粟は日本を
 斛出はとあり丁男八丁とて二十歳より又十九歳まで
 其間四十歳盛なる男あり一頃の年貢稻あらず又石
 出は唐の一畝は二百は十歩百畝を一頃とは但日本
 八町小尚一頃の年貢稻も石納むる分指して米貳石又斗

別日本八町の年貢あり依て二石又斗と八町あり割を町の
 年貢三斗を升計合ふとあるを及ふ付三升を合式分
 文に尚る又宅地の租は田地の租より格く納るは先王の制あり
 本朝あてへ上代より京師の民地租を出は米又十二代
 嵯峨天皇の所宇弘仁二年上田を及地子十束中田八束下田六
 束下と田二束地子とあり是を平均して稻六束七把半
 一束米又升と見を及の地子三斗七升七合又白にあらば田
 地の租を斗を升より却て余ふより上代より保元平治の法とい
 兵農分るは國政といひて武士も農民同格常ハ耕作を
 營み大番として禁廷へ勅番あり國々ハ司りて公家より
 任國あり尚時の格も諸侯國々に分製せは郡縣乃代あり

日本國都て天子の國あれば朝貢ハ若書の如く少分も
事皇と見えたり保元平治の乱以後平氏の代となり其一族
公家と成りて元武臣より出する事少く公家の勢ひ微と
あり元暦の乱治りて後建久年中鎌倉時代國司の外又
守護目代を並國司の權を削り唐園ハ地取を並武家一統の
世と成國司の權次第衰へ既又是利家の世と成國司は
絶ち復斗ふ成り然れども今の諸侯の如く國郡を領するハ
あつた鎌倉時代の三浦島崎父又元亨建武の乱新田
利根河津も田舎小住一農業を勢む今世も種なる百姓の
武士たるものあり是を大名と稱し大番を勅免軍兵を出し
今諸侯と大名と稱す大凡異なり其頃の租税ハ一

なり比地取四分取百姓六分を取る地取四分の國一分ハ朝貢の貢ふ
納む是より四公六民の法始りて見えたり其後織田時代
より兵農分れ諸侯分國郡縣の儀といつとなく廢絶し
自然と封建の國となり大坂時代日本一統ハ治りたり諸
侯の國習始り 沖尚代小後り國初より國々小諸侯定り
跡封建の世となり租税の法進々度せり文祿四年豊臣
家譜ハ天下の租税三分一地取取り二分二耕民自らの取
登しとおれば其後ハ四公六民より少く取らば又公六民に
成りて發端も詳たりは享保年中是取檢見始りてより一統
ハ公六民の法定りたり
庸ハ是後あり人夫と田地の言ふをて出た古ハ和漢ともあき

時トの小物成このものなりい調ふしらべたるとるものなり

○夏成なつなりの事

一人皇ひとみみ六十二代嵯峨天皇さかの所き宇う弘こう仁に二年に外ほか年とし夏なつの麦あひを以もつて
正ただ税ぜいの如ごとく納なめむ是こゝ夏成なつなりの始はじめなり関せき東とうの夏成なつなり上方かみの二分に一いち
根ね納な奥おく州しゅうの米こめ石いし代しろ等ら何なん世よも加か年とし貢こうふれども実まこと東とうの夏成なつなりは
麦あひ石いしとを別わかふべつを以もつて相あひ取とり米こめの肉にくを夏成なつなり納なむるゆゑ夏成なつなりといふ
余よ國くには秋成あきなりといふ納なむ其その納なむるまじふ速すみ速すみあるまじを以もつて実まこと東とうは
夏成なつなりありとて別わかふ取とり箇かんの強つよきふはるべし

○高たかの事

一いち姓せい古ふる一村いちむらの敷しき敷しきを以もつては百ひゃく何なん十じゅう戸この村むらといふ
比ひより古法ふるほふ廢すてり京きやう都と将しやう軍ぐん家けの時代じだいを貴き言ごんといふ事こと起おこり

一いち坪へい小せう苗めう一把いぱ種しゆる積つみりて百ひゃく坪へい小せう把ぱ種しゆる是こゝを百ひゃく日にちといふ
千せん坪へいの村むらを千せん貫くわんの村むらといふ千せん坪へいの村むらを十じゅう貫くわんの村むらといふ其その後のち東とう
國くにより年とし貢こう過かを以もつて水みづ樂らく後のちを以もつて積つみりより永えい言ごん始はじめり然しかれども
永えい言ごんは田でん枕まくらの坪へい敷しき小せう抱うからは今いまの根ね取とりといふもの如ごとく一いち坪へい小せう苗めう
古法ふるほふも金かねく失うしなせ地ち改かへ四よ分ぶん百姓ひやくしやう六む分ぶんまゝは地ち改かへ三さん分ぶん一いち百姓ひやくしやう
二分にぶん二に杯はいの收しゆ納なりはより永えい福ふく慶けい長ちやうの比ひより檢けん地ち改かへり
地面ぢめんの上のうへ中なかつ下したを以もつて年とし貢こうを石いし敷しき小せう定ぢやうめ是こゝを村むら言ごんといふすて
是こゝまで納なりあり元げん和わ年とし中なかつ納なり止とどまり一いち村むらの米こめ過かを以もつて
村むら言ごんといふ伴ばん物もの水みづを以もつて積つみり石いし代しろを用もちて法ほふ諸しよ石いし代しろの
部ぶ小せう法ほふまびららなり

一いち辺へん言ごんは初はつ納なり後のちの長ちやうたといふ是こゝの初はつ納なり石いしの物もの成なりは

一 取の取上知とあり二ツ又分取の村方あて六百石渡るとき先細
六百石の取米貳百石を代細物成二ツ又分りて割バ六百七拾石石
四斗貳升余とあり内先細の六百石を引掛り七拾石石に斗
貳升余減込言と号して渡りといふなり

一 延言ハ知竹渡の取たといは是まぐの知竹六百石の物成
二ツ又分取の取上知とあり四ツ取の村方あて六百石渡るとき
先細六百石の取米百七拾石を代細物成四ツを割バ四百七拾七石
六斗とある是を先細六百石の内より引掛り六拾貳石六斗を
延言と号して渡りといふなり

一 此地言ハ言ありく地取をきといふ是ハ上中下及別ニ其
位切の石盛を言と寄立の時お此の村言より不足はそ不

是言の地取を言とあり不是の分吟味の上割付言の昭書ハ内何程
言地言と記は事も何り言地言と記は事も何り言地言と記は事も何り
遠の言にあるとあり又古来の山麓川水堀川成等永引小
引登きと引は不仕あり尚持主村役人も言言言言言言言言言言
より言の多きもあり是等の言地言言言言言言言言言言言言言言
あていひ傳へ斗の村扱ハ言言言言言言言言言言言言言言言言言言
色言といひ措瀆青葙菰言杯といふ赤田細作の外助成
ある言と言ふ結び取を言言言言言言言言言言言言言言言言言言
及言といひ新田等の作別言言言言言言言言言言言言言言言言言言
別を改め上中下の位を積り石盛を言言言言言言言言言言言言言言
外小言言言物勤り兼る備前上中下の位も石盛も付は及別のと記

一 外小言言言物勤り兼る備前上中下の位も石盛も付は及別のと記

お徳の取箇斗り付直と反直といふ見取場と同様なることも
善味遠く見取場といふも流地田等奉と不宣の場不換見の
上其年限り相徳の取箇斗り付別付免状の外書ふ記す形と
いふなり

○土地及村方上下分別心ほの事

一土地の上長流ありて水を宜く何程の早りおも用水不足なく
すも洪水の難もなく土地涼く糞とさのみ用ひすして村里の
汚水等流れ入耕しおまをにをらつきて牛馬の力も費へば
日徳よく麦本綿を外何程の作物を仕付ても多支なく土重く
色黄あるひいよくして小石交り稠穢みとほぬを上の田と
尤福作の居進道垢水杯の流入る亦いたと土性よあり

かぶらも出来く空く地のある又土性く強く種をうすも種ざら
ばとも灰土の形く或い重くともは季有港の浪田日徳軍
かざらる糞の存於合ありき土地の性合の宜くとも用
不足り山付めて冷水を場あり赤さびの水流は出る地を
用水をりても土性浅き穀は下田あり

地面勝まで宜く水換早換の愁もあく村立もよく金銀調達も
自由よく町場等の運送海川舟の便利よく米穀賣買の於合
差支へなく作方の外助成務等もあくあて株刈賣等の勝
手もよく村方一買入の品はよく外へ賣出も亦多く化
村の金銀を村一集ると上の村は右振於合より村方北面の
外小形又格段の見込みも手抜よく取箇を場あり尚

新田開墾の事

村柄小順にて炭畧ある處より

○新田開墾の事

一 新田開墾の國益の最上あり併に後世の爲に勸諭を要
 あり近北杯の常水ありは古田畑の月を垣敷小墾
 爲垣と付る形もあり其爲垣の余り垣敷古田畑へ文込む
 べきは先と水難なき場所幾くお損を文込は北小生る川
 藻草荒る古田畑の昔ひは未く垣敷支とあり授なく
 言由ある糞を調へお用ひますと北川系等も株刈敷
 年々少しの運上納免すことと運上り取替場あり
 新田地お成ると付の外古田畑の昔支とあり村方衰微し
 てもあり然るとも多分の開墾ありてありの爲支へ取替ひ方も

ある處き事あり始修り支とあり末く功業成然り見込
 りの出情いし取替
 右私領方新開の領
 一園の内小限より領
 場の場合私領方と
 新開よりざるし圖を
 舉ぐ委曲を示す
 下圖の如く一領一園の
 内にある開墾場私領
 手限小園發りし事の
 よあり

一領
 一園
 私領
 の圖

林開墾場

新田開墾の事

算法地勢図

下圖の如く私領境の空地ハ私領方にて開發成ざるよしあり



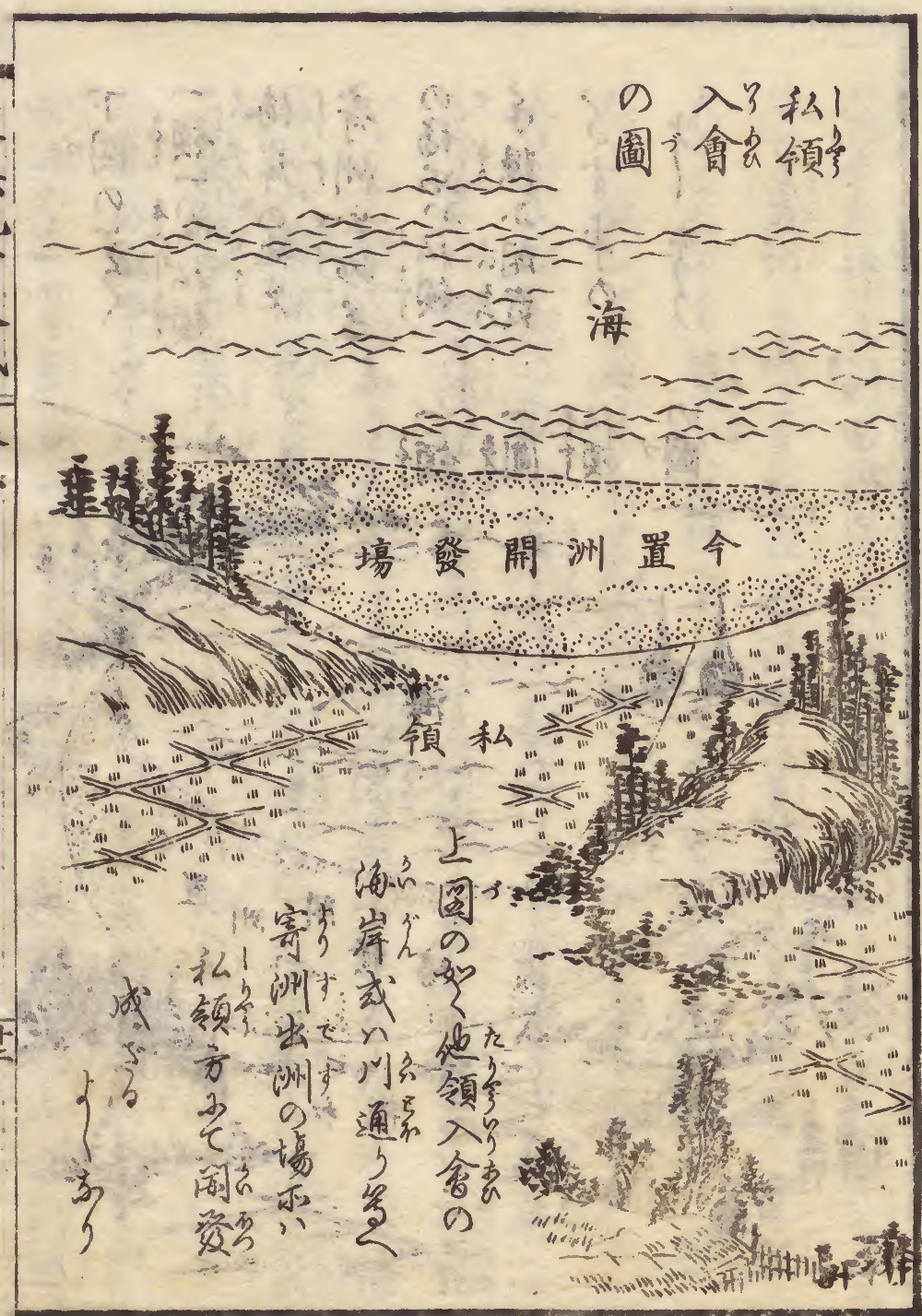
私領の入り會の圖

私領

私領

私領

私領の入り會の圖



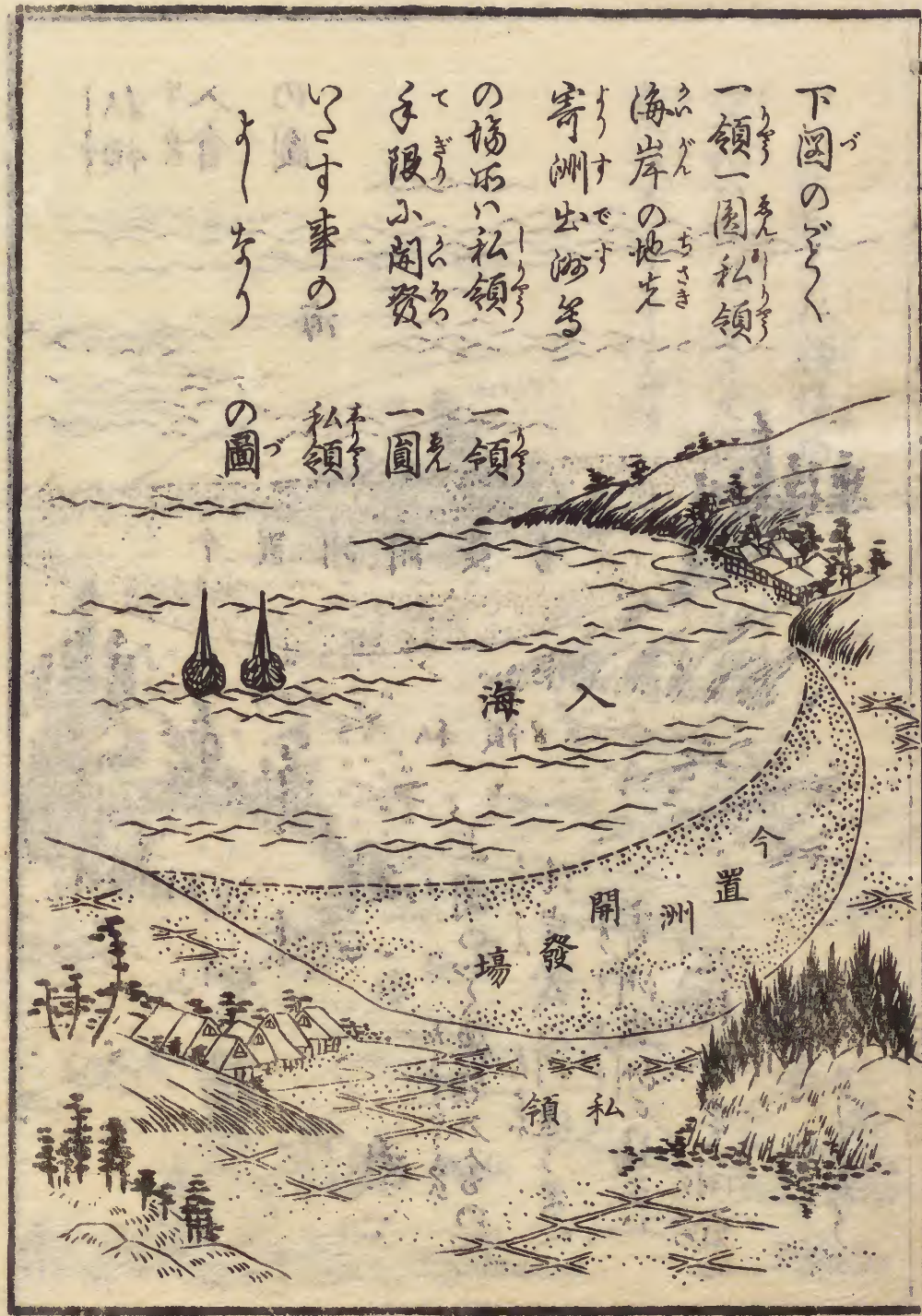
今置洲開場

私領

上圖の如く他領入會の海岸或ハ川通り等々寄洲出洲の場ハ私領方にて開發成ざるよしあり

算法地勢図

算江州大府



一 荒地起造して新田開發とて事變り有来りの田畑天災地変
 ありて荒地も成るるを起造は事ゆゑ少くも外へ送さるる
 あることあり随分百姓へ中けせ少くも余計な起造して後
 扱ふ取汁も盡し在荒地の積りも随分武々年三々年或は
 五々年々々の積りも起造して中け盡し無事
 去々年々に普請仕立起造しては是れ中け中けして成就
 いたるねとのあり年々しく湖入増成るに在りたる荒地場
 不採の湖除地を築立あり井堰等を仕立常あると堰入
 れ成扱はれ毛出未ぬゆ余計の物入あり中け
 二年の積りもして百姓起造して仕置るゆゑ是れ扱あり場不
 吟味の上七々年或は十々年も積り免さるるに在りて

算法地防大府

用發英落地起返一為ハ農業手透の町長に普信
いささの事

① 檢地の事

一 右田畑の再檢ふたうハ地度地被為地二重打位遠ハあつハ
川久山岩切際魚出ハ多ク百姓の小菰野ハ又ハ名無百姓
出入あつハ隠田あつハの類ナリ右類のこ記ハ間年ハハを附
土姓ハ能辨ハ同遠ハ位遠ハのあきやうにさる
今或繩入とも半入ともハ檢地といハ田畑上中下各
の位付付石盛と檢地とあり又檢地ハ田畑縦横の
數を記ハ上中下の互列檢地ハ地主の名を書付面字ハ
録くハ書小記を別して畝字附と大切ハ田畑地續の事

順遠ハさる檢書付面一檢地帳の田畑屋敷於合去の事ハ
外書小 所来ハ地度除地ハ年貢地を記さる除地
といハ重き儀よて寺社境内年貢除田畑等ハ地文あつハ
あつハ一帯より檢地帳外書小除地と記ハ来ハ除地と記ハ
其外ハ年貢の地ハ何れも見檢地と記ハ一帯ハ見檢地ハ
堂官稻干場土取場墓而死馬捨場等の新年外とも見檢
とも唱て姓古ハ留敷も量らハ檢地帳小記さるも多ハ今ハ
回教を改メ檢地帳外見檢長何官横何寫と一廉限りに
記ハ一帯あり

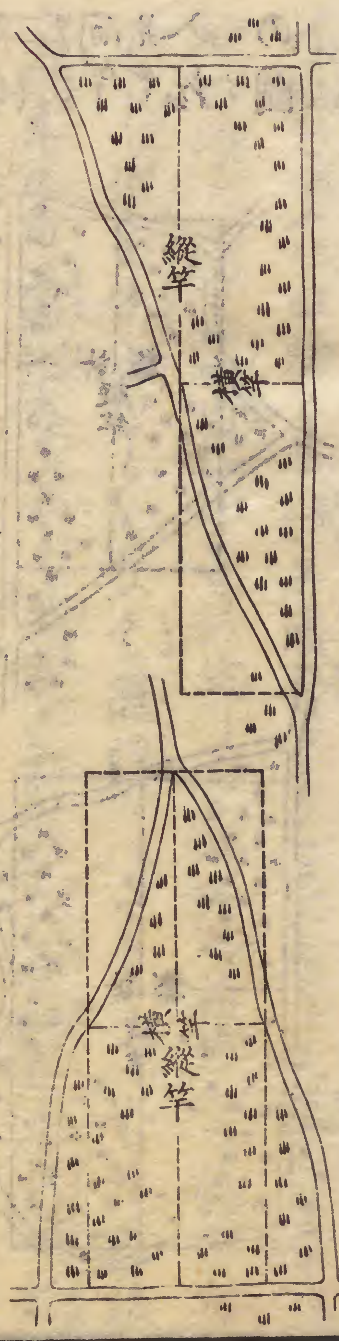
一 在ハ墓而死馬捨場等ハ合ハハハ宣法ハて一帯の持小被
さる事あり

一 新田といふ田畑とも新田用發するといふあり又隠田といふ
 一 檢地入るときは案内いふに依りて是を羅羅りておろす一む檢地後
 一 五年の月迄地あるより十歩ふあつては子細なく新田新
 開切添用して田畑とあはせ切添といふ等の場合ハ二年に年中出
 冷とも隠田といふ別後あり地押といふ田畑上中下の位も
 石盛もあり来り通うあり其後地所の多繩竿と入廣穂を
 改むるといふ赤地坪とも地結ともいふあり地結ハ役人の取
 申ひまて竿入るなり檢地ハ洞海の上竿入るなり田畑
 竿入指丸の如し
 一 檢地の費用ある間竿ハ六尺を分と一畝といふ二百竿ハ一畝といふ

新田
 檢地
 開切添
 冷
 石盛
 改む
 申ひ
 竿入
 一

一 式分あり
 一 歩法ハ式檢と云語を隠世の字を用ふ世歩ハ畝と記と
 一 ゆ急世と世と終るしおとなく仍て世の字を用ふること
 古法形り
 間竿入
 やうの圖
 平均
 間竿
 入格
 の圖

新田
 檢地
 開切添
 冷
 石盛
 改む
 申ひ
 竿入
 一



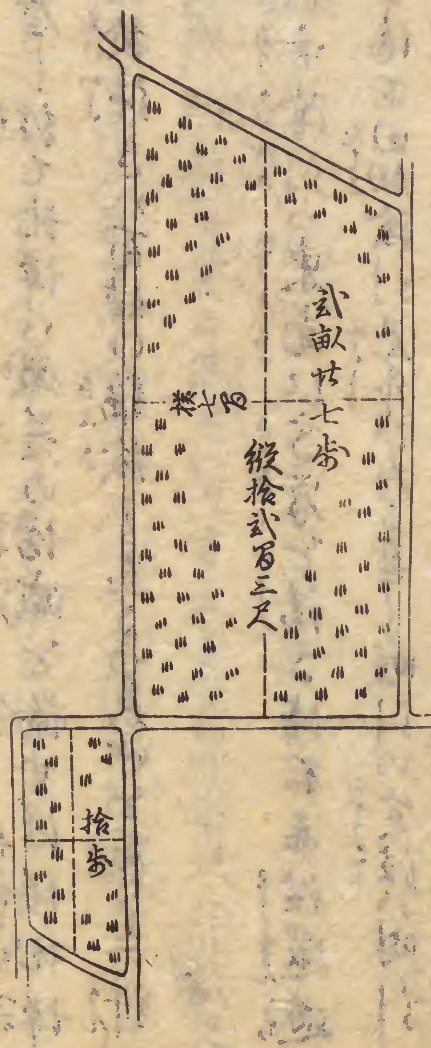
一 田畑の形小随ひ平均の留竿を入るときは右圖の如く縦竿と横竿とを打て縦横回数を量る端尺は六寸を尺式寸を尺八寸式寸に留す三尺三寸六寸四尺式寸四尺八寸尺四寸小限る若端尺六寸に満ざれば捨る六寸よりを尺式寸を尺六寸と記しを尺式寸よりを尺七寸を尺皆を尺式寸と記し進て六寸飛小付るあり及別の端尺は二尺六寸九寸換式歩換八歩廿五歩廿四歩廿七歩小限る若端歩を歩あるときは捨式歩あると記しを歩是し

三歩と記し四歩ありと記しを歩捨三歩と記し五歩ありと記しを歩一六歩と記し進て三歩飛小付るあり此余の形は見えしは縦横二竿小限るは幾竿も入るを留数を量り其地坪を知るを於て地坪の微差の増減を論せは後地坪弱きハ取箇抜強きハ百姓の難儀とある由急中を取こと肝要あり

一 本陰引畦引有陰引ハ東南に高岩を造る場不無性還道筋並木ある場不田畑陰引見斗ひたるを畦引の定法ハ畦引を尺又寸の積り時隙ハ寸尺で除くを但し於地も時隙を尺寸の積りあり高畔等ハ尺斗ひ引を

入て水帳ふ記をといふ地株の帳書ふ其法を記及て亦
しも入歩にふる度きもあるべし又込歩といふ急北の場所
改の歩敷を減して記及をいふまじ拾歩ともいふあり

たとい



右畝歩を初ふ縦拾貳百三尺を横拾貳百三尺を同法六尺小割拾貳百
歩とある是へ横七百を八拾七歩とある入歩拾歩を加へて歩
満ぶる拾九拾七歩を流る畝法三十四で割三畝七歩を流る場歩

の内を歩拾三畝六歩として水帳ふ記はあり又本畝歩へ入
歩して九拾七歩とあるの縦を求て水帳ふ記をとき先九拾七
歩とある横七百小割縦拾三畝九歩を流るは九歩へ畝法六尺と
を拾三畝六尺とすを流る入歩の縦と尺別たのあり

上畑之畝六歩

縦拾三畝六尺とす
横七百

右の通り水帳ふ記もあり但し本田の形小随ひ縦あり歩敷
を割横を求る記ともあり時宜ふよるなり
一 蔵屋敷や空屋敷や採多屋敷の形より高外あれども丈四とい
外五別不分明付お改言ふ入歩一む右之歩の分割付あり
年貢ハ引奉あり

田相位付の事

一名主給堰字後字の形新田開墾人言除き少く所持りし者、若く是れ此小記あり又在外に年久矣除来り其後若く是れ多しあり尚時大根の除きハ持ら取上りし

○名寄帳の事

一百姓一人限り諸持地互別と一取小寄帳を名寄帳といふ其根柢たの如し

字何 上田何反何畝歩

何人

字何 中田何畝歩

何人

字何 下田何反歩

何人

字何 中田何畝歩

何人

字何 上田何反何畝歩

何人

字何 中畑何畝歩

何人

字何 下畑何反歩

何人

字何 上畑何畝歩

何人

小畑何町何反何畝歩

分来何拾何石何斗何升

右の通り奉人前持地互別と認むるあり是ハ年貢勘定取立とのふ入るゆゑ斯の如く仕立別付るなり

○田相位付の事

一田方

菫田 麦田 麻田

先ハ通例上の位ハ一俵よりなり其後國交長年中の檢地

通例の田あり時田の苗を植て粉粒みて蒔あり麦などをまく
 心めて灰ふ下肥を交あるひ水肥を引蒔あり播田の地を耕
 耕しありして杖あどめて穴を突て完(粉粒を播み入るひり
 中へ灰ふ文て入るもあり但し植田をう水と上より蒔田播田ハ
 下こと凡

一 畑方

桑畑 楮畑 漆畑 茶畑 麻畑
 麻藍紅花を二葉といひ桑楮漆茶を四本といひて民用小功
 あるものあり其濃國等長年中の檢地状小桑楮上畑の
 石盛ふ一ツ上りなり上畑十二あれば十二と極る麻畑茶畑ハ上
 畑とお貯し石盛ふ付しもあるなり

- | | | | | |
|-----|----|------|-----|----|
| 見付畑 | 砂畑 | 急地下畑 | 山畑 | 野畑 |
| 麻畑 | 焼畑 | 薙畑 | 切畑 | 林畑 |
| 萱畑 | 萩畑 | 蒨畑 | 流作畑 | |

是ハ下畑よりも下りたる地一名目と付後を下げて石盛をばく
 あり見付畑砂畑急地下畑山畑等畑を田方の耕と日ト麻畑
 畑ハ人里をきき母畑少く猪麻等小喰荒らるる場をとい信州
 筋もあり又甲州の山方小蒨畑あどいりるもあり焼畑薙
 畑ハ山方畑ともにも草木を焼て其灰を肥あしてそ端へ粟稗の
 粒を蒔く切畑切替畑ともいふ世もとも山あきも六年七年又ハ
 十年も休りてそ土地疲て作毛実のうごうふ玉てそ西を於て
 又糸の糸を切切て作るなり北國筋海邊小砂山畑といふ

是も切替畑あり林畑萱畑萩畑落畑の各目を通りあり流
 作畑の田方の解と曰ひたり右の外畑名目園と小畑多
 うる産一於て田畑名目の土地の位ふありいし(以上中下との
 田畑のみあり)右の石言以後田畑の各目始りと見えたり
 二毛作の麦本綿二毛作の麦大豆蕎麦は少くも百姓勝手
 次第の作るゆゑ勝手作といふ

○往還道管毎新屋敷の事

一海道の筋の勿論其外村田道筋たりとも古来より有来りの
 道を横一筋を向ふと京保年中津制禁をりむ耕作
 の勝手居村住来の便に付新屋敷を立給して成るべき場不
 能渡の上古道を横一筋道を付給し百姓が居る處来りの

外新屋敷作おあり一筋の内子孫兄弟多ありあるは病
 身の者ありては居たりと云ふと一屋敷の内小屋掛等被
 さし一筋の格別田畑等方敷林等と切開き新屋敷新宅取
 建る新屋敷又京保年中津制禁ありむ授たり子細ありて
 新屋敷新宅取或は出茶屋等取建度有形出るべきは吟味の上
 寄寄る者障あきふおいては品ふより中付るす

○地境の事

一山境の界限或は谷限りお落を境ひ川の水流の中央を境
 とし候古来より山両側裾野を境地内境を立る所もあり又川
 水面砂らば一方の領内みて向の距離境の端も稀にいり村
 繪圖水状木といひ古き證據より成るべき書物有ると云ふ先例

の通りたる屋川うへせき附寄次等すわう水流中央境ハ大水等すわうあて川せ
留とどり居ゐる東の方を流ながれくる川筋西のうへうへに押込おしこみ西村地所
の内川筋うちがわあり元川筋もとがわの東の方の陸地くわちあり元川もとがわ筋ハ向偏
西村の地内ちのうちにまで東村へ附寄つきあり西村河原うらいへへ及び見取
場小物成崎せき秣場原もろはら地所の地所等ちどころも言外ことばのふらに附寄次等
あて東村の地とあり水流中央を境とする定法さだめあり西村言
内の地所附寄たるハ東村へ取るとあり川を裁とり東村の内
地所ちどころふらに西村あて進退しんたいし居ゐるを屋川うへせきを裁とり西村の古
言減たる由よし是等これらハ附寄次等すわうふあらに亦大水あて自然しぜんと川筋
遠とほひくるハ附寄次等の場ばを止とどと兼ある川除かわぞりの仕形しぎて川
漸透しんとう入いり手て後等ごらうし居ゐる並水筋遠ちひせくるハ附寄次等すわうふあらに

吟味の上境うへと立たて居ゐるを川筋の向廣大ひろの形地かたちあるハ川
除ぞり大出おほし等らう形かたち観かんふ仕出しだは事こと許制禁きんあり

○石盛の事

一田一畝たんいち歩ぶ百坪ひゃくへいより作つく出だしたる米言こめごを盛もりといふ亦斗と代しろとも
いふた是これハ坪へいの幅ひろを刈かりて扱とりて籾もみを升しほぬまは百坪小
粗こ之石いしわりをみ分ぶん指さふして米こめを石いし又斗とをぬる是これを十五じゅうごの盛もり
と尺しゃく剛ごう一いち反はん分の米こめあり上田かみあり盛もりを立たてるもあり
あらに中田なかつた或あるハ下田したありて立たてるもあり時とき宜よろふらるらるらるら何なに方かたあても
上田かみより次第しだい不ふ任にん二にッつ方かたりの定さだめあり
一上知石盛かみちいしもりハ中田なかつたの石盛いしもりと何なに中知石盛なかつちいしもりハ下田したの石盛いしもりとあらに
定めあり

集注地方大成

たとい

盛十五

上田を反歩

盛十三

上畑を反歩

盛十三

け分米を石六斗

盛十一

け分米を石三斗

中田を反歩

中畑を反歩

盛十一

け分米を石三斗

盛九

け分米を石三斗

下田を反歩

下畑を反歩

け分米を石三斗

け分米九斗

下と田下と畑等先小准次

四六六民取箇の事

盛十五

田を反歩

併し反歩二百坪

け分米を石六斗け取米六斗

併し取米六斗を反歩米と見
け分米ありて是を四六六と見
亦免四ツとも

け取石

同取斗

米反の種粉

同七升又合

米反八斗三拾人掛り米八斗三拾又白杖持

同日斗式升又合こや一代を外履具代とも

メ取六斗

右を反歩の取石の内より諸入用六斗を引余り或石四斗
み分揃りて米を石三斗先をみ分くの取みして米六斗を
清る刈を反歩の年貢あり米反の分米を石三斗の内六斗
年貢取るゆゑ年貢は分百姓六分高る先を公六民の取
といふ今種又食肥一履具代等の区別なく又公又民
の取あり

○畑方納の事

盛六ツ 上物壹反歩

ヶ分米六斗

ヶ代銀拾壹反五分貳厘

盛六ツ 上物壹反歩

ヶ分米六斗

ヶ代米百六拾文

上方八田畑とも一統宜しき由名園東の田畑より式割増よりして

米壹反も上方八実東不式割増の積り仍て実東畑永百六拾

文不外式割の法一二とを百九拾貳文又実東定銀お傷六拾目

とを銀拾壹反五分貳厘とある別上方畑銀と同一取箇あり

上方

免口

園東

免口

免口

但し畑納定銀令書本
少付米石必斗之

但し三分一畑方定銀
米石中付銀は拾八文

一 上方十分一大豆銀納といふ納あり大豆の書帳一箇の正極る所も

あり引付きて定銀反の場前もあり惣取米十分一と大豆銀納

とて石代まで納め亦正大豆を納むるも所り大豆銀納正大豆

ともあき村方もあり惣取米三分一畑方銀納十分一大豆銀納

引納り米納たり村ふより定石代銀納の敷空り米納の内

銀納にある村もあり或は年により不熟青米等多く上納不

たりうごく石代とて其敷を極め銀納不ある由あり廻米

取らぬ場あり又皆畑して銀納の村家もあり右三分一畑方銀

納り上方筋中國西國とも平均三分の二田方三分の一畑方の

見込を以て極免ると見えたり

一 上方筋八田畑取米の定めあり檢見取めても畑に定免取米の

敷定りありむ本綿畑の年々検見給畑の米あきも多田畑
 熟取米を二つ割す一を石代めて銀納刈畑年貢より備
 相取米の負穀不抱りは熟取米三分一を銀納と石代重
 取米の米を石不銀に拾八五割の定重取ありしが享保年中石代
 と同根其年々伺の上お場極る石に拾八五割の定重取ありしが
 代と同じ割合あり実東畑方石代石代石代石代石代石代
 たとに拾費の代の粗石と見込田方石代石代石代石代石代
 して田方取米式拾石刈拾費の代の石代あり畑方取米式拾石
 刈拾費の代の取米ありゆゑ小を費ハ式石代斗あり仍て畑方石
 又斗代を定法と成田と畑との位六分遠ひと見込畑方石代
 代ハ六分をを費小を石代斗とある後て田方の石代斗代を定

法と以上方ハ実東の式割増ゆゑ実東石代斗を式割増
 の法一二と割上方畑方石代斗式斗式斗とあるを以て石代を割
 代永八百文とある実東定銀相場六拾圓とを拾八五割と
 上方畑石代の定法あり
 一 実東米納の内兵甲州郡内領田米定石代令納あり是ハ冬
 沖張紙重取を用ひ又子細ありく定石代を形石代斗
 令納しつとときハ沖張紙重取の上糶増ありは米等ハ沖張紙
 重取小ニ重増上方筋中國西國北國筋奥羽とも石代令
 納あり成ハ五國くして米相場書出し其お場小何重増式を
 何重増と是又定法あり伺の上石代重取極る諸國石代
 代の通り

算法地古尺説 二卷一

下野國宇都宮領

陸奥國石川郡田村郡

同 國 岩瀬郡長沼郡

同 國 大沼郡會津郡

同 國 白川郡

同 國 仙臺領

同 國 伊達郡信玄郡

同 國 福徳領

出羽國置賜郡米澤領

合米五石六斗二石代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石八斗ふあり

合米五石六斗二石七斗合代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石八斗に升之合ふあり

合米五石六斗二石七斗代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石九斗式升ふあり

合米五石六斗二石代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石六斗ふあり

合米五石六斗六石代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石六斗ふあり

合米五石六斗七石代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石六斗ふあり

合米五石六斗六石代俵一相方水あり

田相六斗遠ひりて実直俵五石六斗ふあり

右田相米取りて米石ハ米納米石ハ右の安直俵あり石代令納
是を米石半永水といふ何れも米石米納の内相場書の直
俵を以て定石代納石代不熟書米等の石代令納も何れを
前書の内會津大沼郡ありて米石半永の村方もありあり
はふふふふ一八分一合納ありい皆令納の村方ありすて
奥羽ハ五斗土地度太ありて米穀の出来も多分あれと片鄙遠
境於會の地かきゆ多國中て米の捌方教なく自ら米の價
甚様一玄あがふ前書の石代直俵ハ土地相場あり合尺
悉くハ直極なるを考ふる実東田相水式石又斗代の形あり
細い田ハ六斗遠ひり分ありあれハ実東の式石又斗代の實直
俵ハ米石又斗代ふあり奥羽も右の石代直俵ハ六斗遠ひり

算法地丈大成 卷一

そとに實^{ゆね}直^{せん}辰^{しん}前^{ぜん}書^{しよ}の通^{とほ}りある大^{たい}既^ぎ而^にお場^ば小^{せう}近^{ぢん}きもの
ありそ外^{ぐわい}遠^{えん}國^{こく}片^{ぺん}境^{きやう}運^{うん}送^{そう}もあ^あきゆ名^な沖^{ちゆう}室^{しつ}怒^どを以^{もつ}て
安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}を令^{しやう}納^{なつ}ふ成^{じやう}と^と見^みえたり
一^い甲^{かう}斐^ひ國^{こく}も田^{でん}畑^{へつ}米^{まい}取^とりて石^{いし}代^{だい}扱^{さく}あり國^{こく}中^{ちゆう}に郡^{ぐん}の内^{うち}山^{やま}梨^り八^{はち}代^{だい}
巨^こ摩^まの三^{さん}郡^{ぐん}八^{はち}大^{だい}切^{せつ}小^{せう}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}あり又^{また}右^{みぎ}三^{さん}郡^{ぐん}上^{うへ}米^{まい}平^{へい}均^{ぐん}直^ぢ
辰^{ぢん}あり其^{その}内^{うち}も川^{かゝ}内^{うち}領^{りやう}に令^{しやう}を委^{あづか}す小^{せう}米^{まい}を石^{いし}代^{だい}に升^{しやう}の定^{ぢやう}
石^{いし}代^{だい}直^ぢ辰^{ぢん}ありは郡^{ぐん}の内^{うち}於^おる郡^{ぐん}内^{うち}領^{りやう}も田^{でん}畑^{へつ}米^{まい}取^とりたれども
山^{やま}中^{ちゆう}をて船^{ふね}の運^{うん}送^{そう}ありぐき場^ば前^{ぜん}由^{よし}名^な石^{いし}代^{だい}に實^{ゆね}米^{まい}並^{なら}ぶ
沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}も皆^{みな}令^{しやう}納^{なつ}なり郡^{ぐん}内^{うち}に於^おて山^{やま}畑^{へつ}地^ぢ多^{おほ}く雜^{ざい}
穀^{こく}作^{さく}の所^{しよ}あれは畑^{へつ}米^{まい}直^ぢ辰^{ぢん}に沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^しを割^{わり}安^{あん}と^と宣^{のたま}ひ其^{その}上^{うへ}小^{せう}
て其^{その}年^{とし}の雜^{ざい}穀^{こく}直^ぢ辰^{ぢん}の言^{こと}を以^{もつ}て石^{いし}代^{だい}直^ぢ辰^{ぢん}を極^{きよく}る事^{こと}あり

甲^{かう}州^{しゆう}に郡^{ぐん}の内^{うち}毎^{まい}子^し崎^{さき}より上^{うへ}に郡^{ぐん}留^{りゆう}郡^{ぐん}一^{いつ}郡^{ぐん}と郡^{ぐん}内^{うち}領^{りやう}と唱^{なげ}ふ三^{さん}郡^{ぐん}
と^と別^{べつ}して諸^{しよ}事^じ實^{じつ}米^{まい}並^{なら}ぶあり國^{こく}政^{せい}令^{しやう}等^{とう}も實^{じつ}米^{まい}小^{せう}属^{じゆく}と依^より
大^{だい}切^{せつ}小^{せう}上^{うへ}米^{まい}平^{へい}均^{ぐん}直^ぢ辰^{ぢん}等^{とう}も一^{いつ}但^{ただ}雜^{ざい}穀^{こく}安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}の極^{きよく}方^{ほう}に
玄^{げん}年^{ねん}雜^{ざい}穀^{こく}安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}一^{いつ}尚^{たう}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}を名^な玄^{げん}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し
直^ぢ辰^{ぢん}を以^{もつ}て割^{わり}尚^{たう}年^{ねん}雜^{ざい}穀^{こく}安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}と^と依^より
た^たと^と玄^{げん}年^{ねん}大^{だい}直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}石^{いし}代^{だい}安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}拾^{しゆ}六^{りく}玄^{げん}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し
直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}尚^{たう}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}に拾^{しゆ}六^{りく}と^と依^より
直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}と^と依^より名^な玄^{げん}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}と^と依^より割^{わり}尚^{たう}年^{ねん}
大^{だい}直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}と^と依^より名^な玄^{げん}年^{ねん}沖^{ちゆう}法^{ほふ}紙^し直^ぢ辰^{ぢん}之^し拾^{しゆ}六^{りく}と^と依^より其^{その}外^{ぐわい}の雜^{ざい}穀^{こく}も
夫^{その}れ^れの直^ぢ辰^{ぢん}仕^し少^{せう}方^{ほう}皆^{みな}日^{にち}一^{いつ}但^{ただ}安^{あん}直^ぢ辰^{ぢん}の資^し場^ばに其^{その}内^{うち}の雜^{ざい}穀^{こく}

算法地丈大成 卷一

三指石の重税を内三割引ひて最初の雜穀安重税と定め
此安重税は准じて年々の安重税を仕出の由多年々の安重
税に等三割引とむる也

諸石代の事

一納米船中みおいて浦大は子小は子蕙米を習嵐嶮の穀
米米性よりうらば納米ふかりがさき分買納よりは
産さき産の初た扱ふて村役人久後道前みとお成り
入用も是る事ゆゑ是れ支まき産の金納に中付る石金納の
其時の沖張紙重税米三拾石石分付は産重納の扱ひ米
石石分銀六分あり熱して二分一每石の石代の外津
出難雨の分相寄米納の場合金納の形每米より熱米

石代或は只米沙の端米等熱てけ穀の金納は沖張紙重税米
三拾石石分付金二両五分一合ある國といふ一重税米三拾
石石分付金二両五分銀納の場合右割金といふ二分一重税米
石石分銀五分の積りす二分一合納あり定石代ある
國といふ石定石代を元ふ立て二分一重税の割合は准
一奥州伊達郡の国小田相米よて取米沙らば七石習の安重税
みて熱金納の村方あり是と一種代村といふむ多し
又一種重税協といふ村方もあり是元外村並米石米永納の
村ありども子納ありて一種代小成る村あり於て伊達信
宗多郡迄米石米永あり田相取米半分合をぬみ米七
石代の金納あるども一種代は米納あり沙らば七石代あり

皆令納あり
 一 前條甲州に郡の内巨摩山梨八代郡の大切小切といふ石代右之郡も田畑米取めて中途見取惣取米三分一を小切といふ安石代金を取ふ米は石を斗に升替はう二分一の内二分一大切と唱へ所張紙を度めて令納す余米納あり米納の内少も定令納とて所張紙を度めて上納の村もあり但し大切小切安小切は石を斗に升代は武田時代よりのはきりも見えしり

一 國々石代まゝ貴代ともいふ様古より定法あり実東の武石六斗代も別貴代あり國東は年々米相場の高下少も拘はらば又右の石代を以て納るもあはば田畑と免は後村と

見ふ米は其儀形ある物も多そ実數とてふ割免を知といふども亦い米も亦さばりては免割出米は仍て畑の水納と依ふ米も亦以不用ふる貴代あり一村の屋と付ふる武石六斗代と月ひみそ年平均屋高の言下と見ふは石武斗六斗代と用ふるなり

一 貫言拾費の元い言は指石の村あり此は指石は年貢計中を概あり中右は米納納止く米納とありしゆ多ふも指しして米武指をある別年貢の米通り公民の法を分るを割米は指石とあり別今の村言なりいふは取辻を言はる納納止米納とありしより根取を言はる根取といふは作中一依て畑取を言ふ指ふは永言は石とを村言とある當時畑取と取米も亦以は畑取は武石六斗

